

放課後事業	こども青少年局
意見概要	本市の考え方
<p>(反対)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あるべき姿など一般的なものなど <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき放課後事業と学童保育はニーズや役割、サービス内容などが異なっており、学童保育はいきいき放課後事業の補完的役割ではない。 ・いきいき放課後事業は、留守家庭児童対策としては不十分であり、親が安心して働くためには学童保育への補助が必要。 ・子どもを預かるツールの多様性を考えるなら、各小学校区に学童保育を設置すべき。 ・利用者負担を軽減するためにも、学童保育への補助を増額すべき。 ・子どもの家は、いきいき放課後事業や学童保育で対応できないニーズに対応しており、継続実施が必要。 ●個人的な事情など <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育はサービス内容がよく、継続実施してほしい。 ・学童保育は融通がきき、安心。 ・学童保育がなくなると仕事を辞めなければいけない。 ・平均2万円の学童保育の保育料は高く支払えない。子どもの家の継続を希望する。 ・障害のある子どもにとっても、子どもの家が必要。 ・土曜日や長期休暇の際、いきいき放課後事業では子どもに昼食を提供することができない。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現場の実態を把握すべき。 ・みんなが必要としている場をなぜ廃止にするのか、基準があいまい。 ・事業を廃止する理由の説明と、様々なニーズに対応できる策を具体案として示すべき。 <p>(賛成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育への補助継続に賛成。 ・学童保育は金銭的、時間的な負担が大きく、場所も狭い。いきいき放課後事業と学童保育の一本化を。 	<p>「留守家庭児童対策事業」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（留守家庭児童）を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の学童保育所で実施する事業へ補助金の交付を行うものです。現在約2,000人が利用し、各学童保育所で決められた利用料が必要です。</p> <p>「子どもの家事業」は、地域において留守家庭の子どもに限らず、すべての子どもたちに遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図るため、社会福祉法人等が民設民営で実施する事業へ補助金の交付を行うものです。現在約1,900人が利用し、原則無料で利用されています。</p> <p>「児童いきいき放課後事業」は、小学校の余裕教室を活用して、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図るもので、現在、市内のすべての市立小学校で実施しています。登録児童は約63,000人で、約16,000人の子どもたちが日々利用しており、利用料は無料です。</p> <p>本市の放課後児童施策については、この大阪市内の全ての小学校区で実施している「児童いきいき放課後事業」において、今後、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募を実施するとともに、時間延長など留守家庭児童のニーズに対応しつつ事業内容の充実を図りたいと考えています。</p> <p>その上で、なお残る留守家庭児童のニーズに対しては、民設民営で実施されている現行の「留守家庭児童対策事業」を、「児童いきいき放課後事業」の補完的役割として補助を継続したいと考えています。</p> <p>「子どもの家事業」と「留守家庭児童対策事業」については、ともに時間延長や中学生以上の障害のある子どもの受け入れを行っているほか、「子どもの家事業」に多くの留守家庭児童が登録し留守家庭対策を中心に実施している事業者が多いことなど、事業の実施内容に類似している点があるにもかかわらず、利用料などの保護者負担に違いが生じています。市民の負担の公平性の確保を図る観点から補助金制度のあり方を整理することとし、今後、「子どもの家事業」を「留守家庭児童対策事業」に一本化したうえで補助を継続し</p>

	<p>たいと考えています。</p> <p>その上で、地域における状況を見つつ、保護者負担が困難な方へのサポートなど新たな枠組みについても検討したいと考えており、今回の見直しは「子どもの家」をなくすことが目的ではありません。</p>
--	---